

群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業仕様書（案）

1 目的

本事業は、地域の状況に応じ、ツキノワグマ出没時の鳥獣の専門家、警察、獵友会、地域住民を含む関係者による連絡と安全確保のための体制の構築や、ツキノワグマの追い払い、捕獲、放獣等に対応できる人材の育成を行うことで、地域におけるツキノワグマへの対策力を向上させ、人身被害の抑制につなげるものとする。

2 事業内容

本業務の内容は、以下のとおりとし、具体的な内容については、受託事業者と相談の上、決定する。

（1）住民向けツキノワグマ対策講座の開催

ツキノワグマの出没が頻発し、人身被害が懸念される地域等において、住民自らが、人とツキノワグマとの軋轢の問題を身近に捉え、被害防止に向けた意識の向上及び対策の強化をはかるための地域住民参加型の講座の開催を、県内1市町村において実施する。

（2）緊急銃獵訓練の開催

ツキノワグマ出没に伴い、住民の安全を確保するため現場対応に従事する市町村職員や、緊急銃獵に従事する捕獲者に対し、安全に捕獲するための対応等について、実践を交え、出没対応の現場で活かせる技能の習得を支援する講座を1回開催する。

（3）緊急銃獵における夜間銃獵技能向上研修の開催

ツキノワグマ出没に伴う緊急銃獵が夜間に行われる場合で、夜間銃獵に従事する可能性のある捕獲者や、現場対応に従事する市町村職員のための研修を1回開催する。群馬県で「夜間銃獵安全管理講習（夜間銃獵をする際の安全確保に関する技能の要件のうち、射撃技能の確認を含む）」を1回開催する。

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4 協議打合せ

業務を円滑に進めるため、必要に応じて協議、打合せを行うものとする。

5 実績報告書の作成

実施した事業について、記録写真を掲載の上、開催状況についてとりまとめ、実績報告書として履行期間内に提出すること。

6 その他留意事項

(1) 秘密の保持

受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五十七号）、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年群馬県条例第七十六号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度群馬県と協議の上、処理することとする。